

人口推計等調査業務委託仕様書

1 調査目的

次期宮崎県総合計画の策定に当たり、本県人口や県民所得などの将来推計や県民アンケート調査等を実施し、長期ビジョンや今後取り組むべき施策検討の基礎資料とする。

2 業務内容

(1) 将来人口の推計・分析

- ア 推計に使用する計算ツール（Excel 形式）を作成する。
- イ 作成した計算ツールを用いて、2015 年国勢調査をベースに、県全体、市町村別、地域別（県内 8 地域）の 2100 年までの県人口の将来予測を行い、主な特徴や傾向等の分析を行う。
- ウ 作成した計算ツールは、今後公表される 2020 年国勢調査の県人口を基準人口等へ代入することで、最新の推計が算出され、さらに、合計特殊出生率、社会増減率などの条件設定を変更することで、シミュレーション推計が容易にできる仕様とすること。

【推計に当たっての視点】

- ① 生存率、婚姻率、出生率、合計特殊出生率等を踏まえた今後の自然増減
- ② 県内市町村間、他都道府県間の社会動態を踏まえた、性別・国籍別（日本人・外国人の別）・年齢 5 歳階級別における今後の社会増減
- ③ 外国人登録者数の今後の動向
- ④ その他、人口動態に影響を及ぼす事項

(2) 労働力人口、就業者数及び県内総生産、1 人当たり県民所得の推計・分析

- ア 推計に使用する計算ツール（Excel 形式）を作成する。
- イ 作成した計算ツールを用いて、県全体、市町村別、地域別（県内 8 地域）の 2030 年及び 2040 年における労働力人口、就業者数、県内（域内）総生産、1 人当たり県民所得の将来予測を行い、主な特徴や傾向等の分析を行う。
- ウ 作成した計算ツールは、今後公表される 2020 年国勢調査の県人口を基準人口等へ代入することで、最新の推計が算出され、さらに、女性・高齢者の労働参加率、生産性向上率などの条件設定を変更することで、シミュレーション推計が容易にできる仕様とすること。

【推計に当たっての視点】

- ① 今後の労働環境の変化（AI やロボット等の先端技術の動向等）、若者・女性・高齢者・外国人等の労働参加率、完全失業率、有効求人倍率等を踏まえた性別、年齢 5 歳階級別における労働力人口及び就業者数
- ② 宮崎県県民経済計算を基に、今後の生産性向上率、高齢者等の就業率等を想定した県内（域内）総生産、1 人当たり県民所得

(3) 県民アンケート調査の実施

本県の人口減少・少子高齢化等の内部環境変化やデジタル化、グローバル化等の外部環境変化を踏まえた上で本県の将来像や地域が抱える課題等を調査・分析する。

【アンケート調査】

- ①対象者数 県内在住の 16 歳以上 5,000 人程度（回収率 40%以上）
地域のバランスに注意すること。

- ②調査方法 郵送またはインターネット回答
- ③調査項目 本県の将来像、地域の課題等
調査項目については、県と協議して決定する。

3 外部専門家との意見交換

- (1) 長期ビジョン検討に係る県幹部職員との意見交換会の実施（2回程度）
- (2) 外部専門家への謝金、旅費など、意見交換会の実施に係る経費は委託料に含む。
※ただし、会場については県庁内の会議室を使用するため、会場使用料は不要。

4 業務委託期間

契約締結の日から令和4年3月10日（木）まで

5 成果品等

(1) 中間報告

ア 報告内容

- ・将来人口の推計・分析
- ・今後の環境変化と影響分析
- ・県民アンケート調査

イ 提出期限 令和3年12月15日（水）まで

ウ 提出書類及び部数

- ・中間報告書 10部及び電子媒体一式（Word形式又はPowerPoint形式）
- ・計算ツール及び分析データの電子媒体一式（Excel形式）

エ 仕様 A4版でカラー印刷したものをファイルに綴じて提出

(2) 最終報告

ア 提出書類及び部数

- ・調査報告書 10部及び電子媒体一式（Word又はPowerPoint形式）
- ・計算ツール及び分析データの電子媒体一式（Excel形式）

イ 提出期限 令和4年3月10日（木）まで

ウ 仕様 A4版でカラー印刷したものをファイルに綴じて提出

6 その他

- (1) 受託業者は、県に定期的に事業の進捗報告や協議を行うこと。
- (2) 機密保持
 - ア 受託業務の実施において、本県の個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに従うこと。
 - イ 本県及び受託事業者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また、本契約の目的の範囲を超えて利用しないこと。
- (3) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、県と受託事業者が協議して決定するものとする。
- (4) 本委託業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、県に帰属する。